

県民健康管理調査「甲状腺検査」に係る  
結果等データの誤集計について

平成 25 年 11 月 8 日  
福 島 県  
福島県立医科大学

県民健康管理調査「甲状腺検査」における二次検査の結果集計において誤りがあり、これまで公表した資料を訂正いたします。

受診者の皆さまをはじめ、県民の皆さま、関係者の方々に不安をいだかせましたこととお詫びいたしますとともに、今後、検査の信頼性回復のために、改善に努めてまいります。

概要は下記のとおりです。

記

1. 概要

- 1) 第 11 回検討委員会提出資料において、「悪性及び悪性疑いの方々の年齢・性別分布」に誤りがあったことから、他のデータ集計値に誤りがないか洗い直しを進めていました。
- 2) 全ての二次検査データ集計値について、対象者に係る電子カルテを基に再確認、再精査を行った結果、これまでに公表した第 8 回から第 12 回までの検討委員会資料において、二次検査結果集計値について訂正を要する項目が判明しました。
- 3) 今回の誤りは、「検査結果に係る集計値の誤り」であることを確認しました。
- 4) 二次検査対象者の方とは、検査の際に相対してその結果を説明し、その後の対応をご説明の上で決めるというプロセスを経ており、「個別の方々の検査内容や結果等の対応は適正」に行われています。

2. 原因

誤集計の原因については、資料作成時の「数値の誤集計（計上漏れや誤計上）」、「データを分類する際の担当者の誤解等による誤り」等が挙げられます。

- 1) 7 月 31 日までの集計データに 8 月 1 日の二次検査実績値を算入したり、データの二重計上等数値の誤集計がありました。
- 2) 受付票の様式に不備がありました。  
例えば、二次検査結果や通常診療に移行した理由等の記載が不明確となった等。
- 3) 二次検査の結果、のう胞・結節の所見により経過観察に移行する方の他に、二次検査結果としては A2 判定であっても、他の要因により、継続的に診療する方もあり、これらのケースも含め、事務局で一律に「経過観察」者と分類し、集計していた等。

### 3. 訂正資料

別添資料参照

### 4. 対策

- 1) 受付票の様式を改め、医師と二次検査担当者間で齟齬、誤解を招かない体裁とします。具体的には、二次検査結果や保険診療移行の理由の記載欄を設けます。
- 2) 二次検査結果のデータ管理を行う業務を、現在の二次検査実務を行うメンバーから切り離し、データ集計、管理と精査をおこなう専任チームとします。  
検査実務業務とデータ管理業務を切り分け、検査実務を行うメンバーへの業務負荷を軽減するほか、データ管理に専念できる環境を作ります。
- 3) 同時に、データ内容をダブルチェックするためのカウンターパートを学外に設けます。具体的には、守秘義務契約を結んだ外部機関にデータの集計、精査業務を委託し、学内のデータ管理専任チームで集計したデータベース値との突合を定期的に行います。

